

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十二号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表三の項2中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に改め、同項3中「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に改め、同項4中「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に改める。

第一号様式中「~~取引士証交付申請書~~」を「~~宅地建物取引主任者証交付申請書~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。